



日田市監査委員告示第 9 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監 査 対 象 : 社会福祉課、学校給食課（学校給食センター、各調理場）

措置の内容 : 別紙のとおり

令和5年4月27日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

溝 口 千 壽

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
【社会福祉課】 ○産業廃棄物の処理について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」という排出事業者責任が定められている。 社会福祉課が所管する、2つの総合保健福祉施設の産業廃棄物の処理について確認したところ、汚泥の収集運搬の委託契約はあるものの、廃棄物の処理については収集運搬契約書の中に運搬の最終目的地として処理業者の許可番号や許可期間など許可事項が記載されているのみで、処理についての契約がなされていなかった。 廃棄物の処理及び清掃に関する法第12条第5項では、「産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」とされていることから、適正な事務処理に改められたい。	【社会福祉課】 社会福祉課が所管する、2つの総合保健福祉施設（天瀬及び大山総合保健福祉センター）では、産業廃棄物として排出される汚泥の処分について、処分業者との直接の委託契約ではなく、収集運搬業者との委託契約を通じて、処分業者による処理を依頼しておりました。 この原因は、関係法令に対する認識不足によるものです。 直ちに委託契約内容の見直しを行い、令和5年度からの収集運搬及び処分については、それぞれの業者と委託契約を締結したところであり、職員に対しても改めて法令等の順守を周知、徹底し、再発防止に努めてまいります。

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
【学校給食課（学校給食センター、各調理場）】 ○産業廃棄物の処理について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」という排出事業者責任が定められている。 学校給食課が所管する、5つの学校給食調理場の産業廃棄物の処理について確認したところ、2つの施設において汚泥の収集運搬の委託契約はあるものの、廃棄物の処理については収集運搬契約書の中に運搬の最終目的地として処理業者の許可番号や許可期間など許可事項が記載されているのみで、処理についての契約がなされていなかった。 廃棄物の処理及び清掃に関する法第12条第5項では、「産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」とされていることから、適正な事務処理に改められたい。	【学校給食課（学校給食センター、各調理場）】 学校給食課が所管する、前津江学校給食共同調理場及び津江学校給食共同調理場では、産業廃棄物として排出される汚泥の処分について、処分業者との直接の委託契約ではなく、収集運搬業者との委託契約を通じて、処分業者による処理を依頼しておりました。 この原因は、関係法令に対する認識不足によるものです。 直ちに委託契約内容の見直しを行い、令和5年度からの収集運搬及び処分については、それぞれの業者と委託契約を締結したところであり、職員に対しても改めて法令等の順守を周知、徹底し、再発防止に努めてまいります。